

○特例として対象となるご家庭(ただし、事前に各保育施設等に個別にご連絡ください。)

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
- ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合

※上記の場合でも、一方の保護者が在宅勤務が可能な場合など、ご家庭で親族等による保育が可能な場合は除きます。

※今後、保育所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該施設において児童の受け入れができなくなることも予想されます。急なご案内になることがありますので、勤務体制や休暇の取得などについて、お勤め先へ事前の相談、親族等へ預け先確保の事前依頼をお願いします。